

財団法人三郷市文化振興公社 管理施設ホームページ有料広告に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、財団法人三郷市文化振興公社が管理、運営する管理施設 1(以下「施設」という)のホームページへ有料広告を掲載する事に関し、必要な事項を定めるものとする。

- 1 三郷市文化会館、三郷市鷹野文化センター、三郷市立コミュニティセンター
三郷市立彦成地区文化センター、三郷市立東和東地区文化センター
三郷市立高州地区文化センター、三郷市総合体育館、三郷市立高州地区体育館

(広告掲載の要件)

第2条 次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- (1) 施設ホームページの公共性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 公衆に不快感又は不利益を及ぼすおそれのあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治活動又は宗教活動に係るもの
- (5) 個人の氏名広告を内容とするもの
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの
- (7) 貸金業、投機的な商品及び出資金等に関するもの
- (8) 施設が推奨しているかのような誤解を与える内容のもの
- (9) 誇大表示、不当表示のおそれのあるもの
- (10) その他、施設が不適當と判定したもの

(広告の掲載順位)

第3条 広告掲載の順位は、原則、先着順とする。また、申込みが募集枠を超えた場合、空き枠が出次第、登録順に連絡するものとする。

(広告掲載の位置)

第4条 広告の掲載位置及び掲載順序は、施設が指定した位置とする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告掲載期間は1ヵ月単位とし、連続する掲載期間は最長12ヵ月とする。

- 2 広告の掲載を開始する日(以下「掲載日」という)は、原則として当核広告を掲載する月の1日とする。
- 3 広告の掲載を終了する日は、原則として月の最終日とする。

(広告掲載の募集)

第 6 条 広告掲載の募集は広報誌及び施設ホームページ等で行うものとする。

2 募集枠は各施設、12 枠とする。

(広告掲載の申込み)

第 7 条 広告掲載を希望する者は、掲載を希望する月の前月 15 日までに、(財)三郷市文化振興公社 管理施設ホームページ有料広告掲載申込書(第 1 号様式)に広告の原稿、会社案内等を添えて、三郷市文化会館(以下「会館」という)へ提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第 8 条 会館は、前条の申込みがあった場合、審査のうえ広告掲載の可否を決定して、(財)三郷市文化振興公社 管理施設ホームページ有料広告掲載(不掲載)決定通知書(第 2 号様式)により申込者へ通知するものとする。

(広告掲載の規格)

第 9 条 掲載する広告はバナー広告とし、規格は次のとおりとする。

大きさ	1 区画 縦:60 ピクセル 横:120 ピクセル
画像形式	GIF(アニメ可) PNG JPEG
容量	50 KB 以内

【バナー広告作成上の注意点】

コントラストが強く、画面の反転表示が継続するもの
画面の大部分が切替わるものは、切替えの間隔を 2 秒以上とする。
画面が点滅するものは、点滅間隔を 4/10 秒以上とする。

2 掲載するバナー広告の製作に係る一切の費用は、申込者が負担する。

(広告掲載料)

第 10 条 広告掲載料(1 施設 1 枠あたり)は次のとおりとする。

	1 施設	2 施設以上	全施設
1 ヲ月	5,000 円	4,750 円	4,500 円
3 ヲ月(継続)	14,250 円	13,500 円	12,750 円
6 ヲ月(継続)	27,000 円	25,500 円	24,000 円
12 ヲ月(継続)	51,000 円	48,000 円	42,000 円

(広告掲載料の納入)

第 11 条 広告を掲載する決定通知を受けた者 (以下「広告主」という) は、掲載日から起算して 10 日以内に、会館または振込みにて、広告の掲載料を一括で納入しなければならない。

- 2 納入された広告掲載料については、原則いかなる理由があっても返金しないものとする。

(広告掲載の取消し)

第 12 条 施設は、次の各号のいずれかに該当する場合には、掲載期間中であっても直ちに広告の掲載を取消することができるものとする。

- (1) 第 2 条の規定に反すると判断したとき
- (2) 広告主が、指定期日までに広告掲載料を納入しなかったとき
- (3) その他、広告の掲載を継続することが適切でないと施設が判断したとき

- 2 会館は、前項の規定により広告掲載を取消した場合、(財)三郷市文化振興公社管理施設ホームページ有料広告掲載取消通知書 (第 3 号様式) により、広告主に通知するものとする。

- 3 施設は、第 1 項の規定により広告の掲載を取消した場合、広告主に対して広告の掲載料の返金を行わないものとし、かつ、それにより広告主が損害を受けることがあっても、施設は賠償の責めを一切負わないものとする。

(広告掲載の中止)

第 13 条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を中止することができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告掲載の中止をするときは、(財)三郷市文化振興公社管理施設ホームページ有料広告掲載中止申込書 (第 4 号様式) を会館に提出しなければならない。

- 3 施設は、第 1 項の規定により広告掲載中止の申し出があった場合、広告掲載料の返金を行わないものとする。

(施設ホームページの停止)

第 14 条 施設は、1 日を超えてホームページの運営を停止した場合は、その時間に応じ、次のとおり掲載期間を延長する。

閉鎖した時間	延長する期間
連続して 24 時間を超え 48 時間以内	2 日
連続して 48 時間を超え 72 時間以内	3 日
連続して 72 時間を超え 96 時間以内	4 日
連続して 96 時間を超えたとき	閉鎖した時間を 24 時間で除して 得た日数 + 1 日

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる理由により、施設がホームページの運営を一時停止した場合は、掲載期間の延長は行わないものとする。

(1)サーバ、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等

(2)火災及び地震、水害、落雷等の天災、第三者による不正アクセス、通信回線等の障害

(掲載広告の変更)

第 15 条 広告主は、掲載期間が 2 ヶ月以上の場合、1 ヶ月単位で当該広告の内容を変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、変更する月の、前月 15 日までに、(財)三郷市文化振興公社 管理施設ホームページ有料広告掲載内容変更申込書(第 5 号様式)を会館に提出し、承認を得なければならない。

(広告主の債務)

第 16 条 広告主は、広告及びそのリンク先のホームページの内容、その他、広告に関するすべての事項について、一切の責任を負う。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。